

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

基本協定書（案）

平成28年2月

浅川清流環境組合

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの各入札参加者（以下総称して「構成企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、構成企業が本事業の入札手続における落札者として決定されたことを確認し、組合と構成企業及び構成企業の設立する特別目的会社（以下「SPC」といい、構成企業とSPCを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る設計・建設及び運営に係る各業務の一括発注のために本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに本事業に係る設計・建設及び運営に係る各業務の詳細について定める各契約（基本契約と併せて「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての組合及び構成企業双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 組合及び構成企業は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 構成企業は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における組合及び浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（SPCの設立）

第3条 構成企業は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の変更を含む。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社かつ監査役設置会社として、本事業に係る運營業務の遂行のみを目的とし、決算期を3月末日とするSPCを日野市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を組合に提出するものとする。構成企業は、SPCの本店所在地が変更される場合、SPCをして、組合に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、構成企業は、本協定の終了に至るまで、SPCをして、SPCの本店所在地を日野市以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成企業は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを組合の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

- 3 S P C への出資にあたり、構成企業は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。
- (1) 構成企業はいずれも必ず出資し、かつ、構成企業による出資を出資比率の 1 0 0 % とする。
 - (2) 代表企業は、S P C 発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有するか又はその出資総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をするかいずれかをするとともに、S P C の 1 0 0 分の 5 0 を超える議決権割合を有するものとする。

(株式の譲渡等)

第 4 条 構成企業は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を組合に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとする。

- (1) S P C の株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法による構成企業以外の第三者の S P C への資本参加の決定
 - (3) 構成企業による出資が出資比率の 1 0 0 % を下回ることになるか又は代表企業の S P C への出資比率若しくは S P C の議決権割合のいずれかが 1 0 0 分の 5 0 以下となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 2 前項の定めるところに従って組合の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他組合が必要とする書面の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る組合所定の書式の誓約書を添えて組合に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第 5 条 構成企業は、組合との間において、次の各号の定めるところに従って特定事業契約を締結させる。

- (1) 基本契約
構成企業は、平成 2 8 年 1 0 月頃を目途として、浅川清流環境組合議会に対する特定事業契約の承認等に係る議案提出日までに、組合と基本契約の仮契約を自ら締結し、かつ、S P C に締結させる。
 - (2) 建設工事請負契約
構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、構成企業の全部又は一部に組合との建設工事請負契約の仮契約を締結させる。
 - (3) 運營業務委託契約
構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、S P C に組合との運營業務委託契約の仮契約を締結させる。
- 2 前項の仮契約は、特定事業契約の締結について浅川清流環境組合議会の議決を得た後

に、本契約が成立するものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、構成企業の全部又は一部が次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、組合は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、デフォルト事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、構成企業は、組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の10パーセントに相当する金額の違約金を組合に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により組合が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について組合が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる構成企業の損害賠償債務も連帯債務とする。

(1) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定した場合、又は、第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定した場合。

(2) 自ら又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定した場合。

4 構成企業は、組合と事業者との基本契約の仮契約の締結と同時に、別紙1所定の書式による出資者保証書を作成して組合に提出するものとする。

（準備行為）

第6条 特定事業契約の成立前であっても、構成企業は、組合の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はSPCをして行わせることができるものとする。

2 構成企業は、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに承継する必要がある場合には、特定事業契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

（特定事業契約の不調）

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が成立に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に組合及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が

成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、特定事業契約の全部が締結に至り得ないことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 組合及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に組合又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 組合及び構成企業が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 組合が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- (5) 構成企業がSPCに開示する場合

- 4 組合は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他組合の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

- 5 構成企業は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、組合の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 組合及び構成企業は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、東京地方

裁判所立川支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、組合及び構成企業が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

(組合) 東京都日野市石田一丁目210番地の2
浅川清流環境組合
管理者 印

(構成企業) (代表企業/設計企業)
[住所]
[商号]
[代表者名] 印

(建設企業)
[住所]
[商号]
[代表者名] 印

(運営企業)
[住所]
[商号]
[代表者名] 印

出資者保証書式

平成____年____月____日

浅川清流環境組合
管理者 大坪冬彦 様

出 資 者 保 証 書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする____グループの構成メンバーである代表企業、____、____……（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが浅川清流環境組合（以下「貴組合」という。）及び(S P C名)（以下「S P C」という。）との間において本事業に係る設計・建設及び運営の各業務の一括発注のために平成【●】年____月____日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに本事業に係る設計・建設及び運営に係る各業務の詳細について定める各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）につき、本書の日付けでもって、貴組合に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

- 1 S P Cが、平成____年____月____日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社である取締役会設置会社かつ監査役設置会社として適法に日野市内に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 S P Cの株式は譲渡制限株式の1種類であり、S P Cの定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 S P Cの発行済株式総数は、____株であり、その全てを、当社らが保有しており、____株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴組合に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとし、かつ、貴組合の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴組合所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他貴組合が必要とする書面を添えて貴組合に対して提出すること、並びに、かかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、S P Cの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。
(1) S P Cの株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分

- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法による設立時の株主以外の第三者のSPCへの資本参加の決定
 - (3) 当社らによる出資が出資比率の100%を下回るようになるか又は代表企業のSPCへの出資比率若しくはSPCの議決権割合のいずれかが100分の50以下となることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
 - (4) 管理運営期間中におけるSPCの資本金の額を1億円未満にする減資
- 5 SPCの資本金は、施設の管理運営を開始する日までに1億円以上とし、管理運営期間に渡って、これを維持し、貴組合の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を1億円未満にする減資をしないことを誓約する。

以 上